

昭和 46 年 10 月 5 日制定
令和 7 年 11 月 9 日最終改定

日本音楽教育学会細則

第一章 大会および例会に関する規則

第1条 学会の大会は、年1回以上開催する。

第2条 例会は、各地区または、地区合同で年1回以上開催する。

第二章 事務局に関する規則

第3条 本会の事務局は、東京都小金井市本町 5-38-10-206 におく。

第4条 事務局の管理・運営は、会則第 15 条により、常任理事がこれにあたる。

第5条 事務局に次の担当を置く。

事務局長

総務

企画

会計

第6条 前条各担当の業務は、次の通りとする。

(1) 事務局長 事務局業務の総括

(2) 総務

イ 常任理事会、理事会および総会の議案、議題の整備

ロ その他本会の事業に必要な事務

(3) 企画

イ 大会の企画・運営、および例会の連絡・調整

ロ その他、会則第3条に規定する業務についての具体的な事項

(4) 会計

イ 予算ならびに決算に関する事務

ロ 収入・支出の事務

ハ その他本会の会計事務

第7条 事務局に事務員をおき、有給にすることができる。

第三章 会費および会員に関する規則

第8条 会員の会費は、年間次の通りとする。ただし、名誉会員は、会費納入の義務を免じられる。

正会員	7,000円
学生会員	4,000円
団体会員	10,000円
賛助会員 1 口	10,000円 (但し 3 口以上)
特別会員	7,000 円

第9条 会員は、毎会計年度のはじめに会費を納入しなければならない。新入会員は、入会時に会費を納入するものとする。

- 2 会費を2年間滞納した者(自然退会者)は、会員の資格を失う。原則として、自然退会後2年間は、再入会できない。なお、この間に入会を希望する場合は、滞納期間の会費を納入し、理事会の承認を得なければならない。自然退会後2年以上を経過して入会を希望する場合は、滞納期間2年分の会費を納入した上で入会することができる。
- 3 退会を申し出た者(申し出退会者)は、原則として、退会後2年間は再入会できない。なお、この間に入会を希望する場合は、退会期間の会費を納入し、理事会の承認を得なければならない。

第10条 会員としての義務を履行しない者、あるいは、会の名誉を損なう者は、理事会の議決によって会員の資格を停止することができる。

第11条 会員は、死亡および退会によって資格を失う。

第四章 地区組織に関する規則

第12条 本会に次の8地区を置く。

北海道地区(北海道)

東北地区(青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県)

関東地区(東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県)

北陸地区(新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県)

東海地区(静岡県、愛知県、三重県、岐阜県)

近畿地区(大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県)

中国四国地区(岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県)

九州地区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

第13条 会員の所属地区は、現住所または所属機関の所在地のうち本人が申し出た地区とする。

第14条 各地区会員は、地区担当理事を中心にして各地区における研究活動の活性化と普及に努めるものとする。

第五章 役員の選挙に関する規則

第15条 役員の選挙権は、改選年度の2年前の年度会費納入者が有する。

第16条 会長の被選挙権は、改選の前年度までに通算で10年以上の会員歴を有し、かつその間に理事の経験があり、改選年度の2年前の年度会費納入者が有する。

第17条 理事の被選挙権は、改選年度の2年前の年度会費納入者が有する。ただし、通算して理事を8期つとめた会員は、被選挙権者となることができない。また、理事選挙が行われる年度内に満70歳以上になる会員は、被選挙権者であることを辞退することができる。

第18条 会長・理事選挙の期日は、改選前年度の総会前とする。

第19条 理事定数は会長1名を除いて20名とする。

第20条 各地区の理事の定数は、当該地区の正会員数に応じて次のように定める。

- (1) 各地区的定数は、理事定数20を正会員総数で除し、これに当該地区的正会員数を乗じ（以下この条において「数値A」という）小数第1位を四捨五入して得た整数（以下この条において「数値B」という）とする。但し、数値Bが1に満たない時は1とする。
- (2) 前項の場合において数値Bの総計が20を超えるときは、繰り上げのあった地区的数値Aの小数第1位以下の数値の最も小さいものから順次減じ（但し、数値Bを1とした地区は除く）、20にする。また、数値Bの総計が20に満たないときは、繰り上げのない地区的数値Aの小数第1位以下の数値の最も大きいものから順次加えて20にする。
- (3) 前項の規定によっても各地区的定数を決定することができない場合は、抽選による。

第21条 理事選挙において、投票できる人数は次の通りとする。

- (1) 定数1名の地区においては1名とする。
- (2) 定数2名の地区においては2名までとする。
- (3) 定数3名以上の地区においては、当該地区的定数を2で除した数（小数第1位は切り上げ）までとする。

第22条 理事当選者に会長当選者が含まれている場合は、会長当選者の所属地区的次点者を理事当選者とする。

第23条 所属地区を移動した場合は、理事の資格を失う。

第24条 選挙の管理・運営は、会長委嘱の委員によって構成された選挙管理委員会がこれにあたる。

附 則

この細則は、令和7年11月9日から改定施行する。